○関東地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	幸手市大字上高野字菩薩前一〇八八番三地先から同市大字上高野字菩薩前一一三八番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
矢板市片岡字大谷津二〇九六番二二地先から同市片岡字大谷津二〇九六番三八まで	前	二七・五メートル	七～五四・三メートル
	後	二九・三メートル	一～六〇・〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県東茨城郡大洗町成田町字大堀四二八七番一六から同町成田町字矢場四二八九番二まで	前	二五・六メートル～三二・三メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	三一・二メートル～四二・八メートル	〇・〇四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
五十一号	茨城県東茨城郡大洗町成田町字大堀四二八七番一六から同町成田町字矢場四二八九番二まで

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百九号	木更津市中島字出戸一一九八番三から同市中島字前河原九二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	柏崎市田中字横枕一一一八番二地先から同市田中字田屋の下一一三四番一地先まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町道下字香一一五〇番一から同町道下字香一一六三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
四十一号及び三百六十号	富山市下大久保字九番割二六三七番一から同市下大久保字八番割三二二番一〇まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町横尾字宿見八三九番一から同町横尾字宿見八五一番四まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
四百九号	木更津市中島字出戸一一九八番三から同市中島字前河原九二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	柏崎市田中字横枕一一一八番二地先から同市田中字田屋の下一一三四番一地先まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町道下字香一一五〇番一から同町道下字香一一六三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
四十一号及び三百六十号	富山市下大久保字九番割二六三七番一から同市下大久保字八番割三二二番一〇まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町横尾字宿見八三九番一から同町横尾字宿見八五一番四まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
五十一号	茨城県東茨城郡大洗町成田町字大堀四二八七番一六から同町成田町字矢場四二八九番二まで

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日